

Tax & Management

視点

年々増えている税賠償事故



日税連が新年賀詞交歓会開催

日本税理士会連合会(神津信一会長・写真上段中央)は1月10日、東京都品川区の東京マリOTTホテルで平成31年新年賀詞交歓会を開催。度辺美知太郎財務大臣政務官(同下段右)と佐藤ゆかり総務副大臣(同下

段左)による祝辞や、中里実政府税制調査会長(同上段右)の乾杯に続き、枝野幸男立憲民主党代表(同上段左)をはじめ多くの国会議員が挨拶を述べ華々しく新年の門出を祝った。

新春企画 法人税専門の税理士がおさえておきたい
相続税申告の勤所 税理士・公認会計士 深代勝美

年頭所感 財務省主税局長 星野次彦

税経相談室 税理士 杉尾充茂・伊藤健司

法人税専門の税理士がおさえておきたい 相続税申告の勘所

税理士・公認会計士 深代勝美

はじめに

平成27年1月より相続税の基礎控除が引下げられたことで相続税申告件数が大きく増加しています。

このような中で、普段は法人税を中心に業務を行っている税理士であっても、関与先からの依頼や新たな業務である相続税申告業務への進出を考え、相続税申告を受ける機会が増えていると思いますが、資産税関係については専門外であったり経験不足ということで苦手意識や不安を持つ方も多いのではないのでしょうか。そこで、相続税申告について、おさえておきたいポイントや見落としやすい注意点などについて解説いたします。

皆さまの業務の一助となれば幸いです。

I 相続税の税務調査の意図を理解する

税務署がどのような意図で調査を行うか理解することは、相続税の申告書作成のための一番の勘所です。

1. 相続税の税務調査の概要(平成28年の状況)

- ① 相続税の申告が必要な割合…8.1%
- ② 相続税の調査が入る割合…約21.5%
- ③ 調査で否認される割合…82.0%
- ④ 相続財産の構成比…現金預金等31.2%、有価証券14.4%、土地38.0%
- ⑤ 申告漏れした財産の構成比…現金預金等33.1%、有価証券16.5%、土地11.8%

相続税の申告者は亡くなった人の8.1%となり、平成26年が4.4%ですから、平成27年の税制改正により約2倍の増加をしています。つまり、相続税の申告者が約2倍になったということで、税制改正の際に見込まれていた上昇数値より大幅な増加です。

相続税の税務調査の割合は5人に1人以上の21.5%と、所得税や法人税と比べ非常に高

いのが特徴です。それは、所得税などより課税価額が多額なので、修正申告があった際の税額も多額となるためとされています。なお、税務調査の時期は、申告書提出期限からおおよそ6ヶ月～2年ほどの期間経過後に行われます。3年以上経過した場合には調査は激減し、5年を経過するともう調査はないと考えられています。

税務調査を受けた人の82%で申告漏れを指摘されているのも、相続税の税務調査を怖がる原因の1つです。なお、実地調査1件当たりの申告漏れの金額は平均2,720万円です。

相続財産に占める割合は、現金預金等(31.2%)や有価証券(14.4%)よりも土地(38.0%)が高いにもかかわらず、申告漏れが多い相続財産は、現金預金等(33.1%)・有価証券(16.5%)に対して、土地(11.8%)の比率が減少して、現金預金等・有価証券の合計で50%近い割合となっています。これは、不動産に比べて隠し易い財産に申告漏れの多いことが指摘できます。